事　務　連　絡
令和２年９月１日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について

令和２年８月31日付け保医発0831第１号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

・　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和２年８月31日付保医発0831第１号）

（別添）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和２年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

４　別添１の第２章第 10 部第１節第３款Ｋ１５４－４（１）中の「本態性振戦に対し、」を「本態性振戦及びパーキンソン病の患者に対し、振戦症状の緩和を目的として、視床を標的とした」に（２）を（３）とし、「振戦の診断や治療に関して、」を「振戦及びパーキンソン病の診断や治療に関して、」に改め、（１）の次に次を加える。

（２）　薬物療法で十分に効果が得られないパーキンソン病の患者であって、脳深部刺激術が不適用の患者に対し、運動症状の緩和を目的として、淡蒼球を標的としたＭＲガイド下集束超音波治療器による機能的定位脳手術を行った場合に、患者１人につき１回に限り算定する。